



研修会報告書

尼崎市議会議員 池田 りな

2024年8月22日(木) 10時～13時

テーマ：シングルマザーと子どものリアルとサポート

講師：大阪社会保障推進協議会事務局長

一般社団法人シンママ大阪応援団代表理事 寺内 順子氏

【概要】

寺内氏は、2005年より大阪社会保障推進協議会（以下、大阪社保協）の事務局長を務められています。また寺内氏が理事を務められる「シンママ大阪応援団」は、2015年に大阪社保協から設立されました。2018年に一般社団法人として大阪社保協から独立しました。

2008年から寺内氏は「無保険のこども解消運動」に携わり、その後も子どもや親の貧困問題に取り組んでおられます。今回の勉強会では、大阪社保協での「無保険のこども解消運動」および一般社団法人シンママ大阪応援団の活動についてお話がありました。

まず「無保険のこども解消運動」についてです。この運動は、国民健康保険の制度を巡る問題に焦点を当てています。現在は、特別の事情等がない限り、1年以上国民健康保険料を滞納した世帯には、被保険者証の返還が求められ、「国民健康保険被保険者資格証明書」が交付されてい



ます。この資格証明書で医療機関を受診する場合、医療費は全額自己負担となり、その後役所に申請し、償還払いが行われます。

このため、医療費の立替ができない子どもたちは病院に通うことができず「無保険」の状態に置かれていました。また、保険証がないことから、子ども医療費助成の対象外となっていました。

こうした状況を改善するため、全国でさまざまな団体が運動や交渉を重ねた結果、2008年12月に改正国保法が成立しました。この法改正により、国民健康保険料が未納の場合でも、18歳未満の子どもには「国民健康保険被保険者資格証明書」が発行されず、代わりに有効期間が6か月の短期被保険者証が発行されるようになりました。

なお、2024年12月2日からは「マイナ保険証」への切り替えが予定されています。「国民健康保険被保険者資格証明書」は廃止されます。国民健康保険料の未納があった場合、「特別療養費の事前通知」が郵送で対象者の自宅に送られます。医療機関で全額自己負担をし、後日の償還払いが必要になります。

次に、寺内氏が代表理事を務める一般社団法人シンママ大阪応援団の活動についてご紹介します。「シンママ」とはシングルマザーの略称です。同団体では、食料品や日用品のサポート、親子で楽しめる無料イベントの開催、保育付きでママさんが学べる場の提供、実家がないママさんたち

が帰れる場所「Zikka（実家）」の運営などを通じて、ママや子どもたちを支援しています。

これらの活動の費用はサポーターからの寄付で賄われています。寺内氏は、「コロナの1年目、2年目には助成金が多く支給されたが、現在はシングルマザー支援や自立支援には十分な資金が得られていない」と述べられました。

勉強会で特筆すべき点を以下の4つにまとめます。

1点目は、ひとり親世帯の実態把握の必要性です。令和2年の国勢調査によると、尼崎市には20歳未満の子どもを育てる母子家庭が2,904世帯、父子家庭が408世帯あります。また、令和5年4月時点で尼崎市において児童扶養手当を受給している子どもの数は、母子家庭が3,466名、父子家庭が146名です。児童扶養手当は、離婚や死別等の事情により児童を養育するひとり親などに支給されるものです。

現在、尼崎市ではひとり親家庭の支援対象世帯がどの程度存在するのか正確に把握しておらず、どのような悩みがあるのかを考慮した上で、適切な支援を検討する必要があります。

例えば、大阪市ではひとり親家庭等の自立を支援するための施策について、「大阪市ひとり親家庭等自立促進計画」で今後の方向性を示しています。具体的な施策として、就業支援・子育て・生活支援、養育費確保に向けての支援・経済的支援があります。

同計画では、父子家庭について以下のように述べられています。

“父子家庭では母子家庭に比べ比較的收入があることから、ひとり親家庭の自立支援施策の対象に該当しない場合が多いです。しかし、家事の仕方や異性の子育ての悩みなど、父子家庭特有の困難を抱えており、母子家庭と異なる支援が求められています。”

参照:p.5 2sshou.pdf (osaka.lg.jp)

ひとり親家庭等の自立支援策の体系

○ひとり親家庭等に対する支援として、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費確保策」、「経済的支援策」の4本柱により施策を推進。

子育て・生活支援	就業支援	養育費確保支援	経済的支援
○母子・父子自立支援員による相談支援 ○ヘルパー派遣、保育所等の優先入所 ○こどもの生活・学習支援事業等による子どもへの支援 ○母子生活支援施設の機能拡充 など	○母子・父子自立支援プログラムの策定やハローワーク等との連携による就業支援の推進 ○母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進 ○能力開発等のための給付金の支給 など	○養育費等相談支援センター事業の推進 ○母子家庭等就業・自立支援センター等における養育費相談の推進 ○「養育費の手引き」やリーフレットの配布 など	○児童扶養手当の支給 ○母子父子寡婦福祉資金の貸付 就職のための技能習得や児童の修学など12種類の福祉資金を貸付 など

○「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づき、

- ① 国が基本方針を定め、
- ② 都道府県等は、基本方針に即し、区域におけるひとり親家庭等の動向、基本的な施策の方針、具体的な措置に関する事項を定める自立促進計画を策定。

【ひとり親支援施策の変遷】

- 平成14年より「就業・自立に向けた総合的な支援」へと施策を強化し、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費確保策」、「経済的支援策」の4本柱により施策を推進中。
- 平成24年に「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」が成立
- 平成26年の法改正(※)により、支援体制の充実、就業支援施策及び子育て・生活支援施策の強化、施策の周知の強化、父子家庭への支援の拡大、児童扶養手当と公的年金等との併給制限の見直しを実施。(※母子及び父子並びに寡婦福祉法、児童扶養手当法)
- 平成28年の児童扶養手当法の改正により、第2子、第3子以降加算額の最大倍増を実施。
- 平成30年の児童扶養手当法の改正により、支払回数等を年3回から年6回への見直しを実施。
- 令和2年の児童扶養手当法の改正により、児童扶養手当と障害年金の併給調整の見直しを実施。

18

参照：資料_こどもの貧困対策・ひとり親家庭支援の現状について
(cfa.go.jp)p.18

私からは、尼崎市でもひとり親家庭支援の充実を図るため、アンケートの実施やひとり親に特化した計画の作成を市に提案しました。

2点目は、子どもの貧困問題についてです。2008年は「子どもの貧困元年」とされ、2013年には「子どもの貧困対策法」が成立しました。この間に、子ども食堂の設立や学習・就労支援、居場所づくり、公的支援など、さまざまな取り組みが広がりました。

2019年12月には5年ぶりに「子供の貧困対策に関する大綱」が改定され、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されました。これにより、すべての子どもが安心して質の高い幼児教育・保育を受けられるようになりました。

子どもの貧困には相対的貧困と絶対的貧困があり、相対的貧困とは、その国や地域の中で比較して大多数よりも貧しい状態を指し、世帯の所得が等価可処分所得の中央値の半分に満たない状態のことを言います。

厚生労働省の2019年国民生活基礎調査によると、17歳未満の子どもの貧困率は13.5%であり、約7人に1人が相対的貧困に該当しています。

絶対的貧困とは、生きるうえで必要最低限の生活水準を満たしていない状態を示します。令和2年度実施の尼崎市子どもの生活に関する実態調査結果では、小学生の9.0%・中

学生の11.3%が相対的貧困であると報告されており、近隣他都市と比較しても子どもの相対的貧困の割合が高い状況です。

調査対象の相対的貧困世帯率

	調査対象保護者数 (世帯数)	相対的貧困世帯数	相対的貧困率
小学生調査	1365	123	9.0%
中学生調査	967	109	11.3%
合計	2332	232	9.9%

注) 上記、調査対象保護者数は、子どもの小・中別がわかり、収入金額に回答があったもの

参照: 尼崎市子どもの生活に関する実態調査結果について p2

私は子どもの貧困を解決するためには、生活困窮世帯の子どもたちへの学習支援が必要だと考えています。令和5年3月の予算特別委員会において、生活保護世帯向けの「生活困窮者学習支援事業」について取り上げました。

本市は生活保護世帯の割合が高く、小学生は20,296人のうち527人(2.6%)・中学生は9,660人のうち410人(4.2%)が生活保護を受けています。親の所得格差が子どもの教育格差を生む「負の連鎖」を断ち切る必要があります。

そのため、小学4年生から中学3年生の子どもがいる生活保護世帯向けに「生活困窮者学習支援事業」を実施しています。本事業は非公開で行われており、ケースワーカーが支援の必要があると判断した子どもたちに案内しています。1人あたり週2回、1回3時間の塾利用が可能です。対

象者 694 人のうち、59 人が利用していますが「満員で利用したくても利用できない」という声も多く聞かれます。

私は今後も、親の貧困を断ち切るために、生活困窮世帯の子どもたちへの学習支援を継続して市に要望していきます。

3 点目は、ひとり親の居住支援についてです。ひとり親家庭の居住支援についても課題が指摘されています。公営住宅の家賃は所得に応じて設定されていますが、入居できる家庭は限られています。尼崎市のひとり親の居住状況についてです。

2024 年 4 月 1 日時点、尼崎市の公営住宅における 20 歳未満の子がいるひとり親世帯数は市営住宅 371 世帯（全体の 4.6%）・県営住宅 215 世帯（全体の 6.48%）です。

2022 年から始まった、生活困窮者などの居住支援を行う、あまがさき住環境支援事業「REHUL（リーフル）」について紹介します。この居住支援で入居する 34 世帯のうち、7 世帯が困難を抱えたひとり親世帯です。

築年数や耐震性の問題から建て替えや取り壊しが予定され、入居者募集を停止する市営住宅では、年々空き室が増加し、自治会活動に支障が出る問題が生じていました。これらの課題を解決するため、空き室を生活に困った人の相談に応えてきた専門的な団体へ低料金で提供しています。

経済的な事情で住宅確保が困難な人の自立を支援し、地域コミュニティの活性化も図っています。

私からは、ひとり親家庭の居住支援として、尼崎市に「空き家利活用事業の項目に、ひとり親のシェアハウス事業」を含めることを令和5年9月の第16回定例会で市に提案しました。

4点目は、ひとり親の就労支援・スキルアップ支援です。ひとり親家庭の中には、生活のために複数の仕事を掛け持ちしている親も多く、スキルアップする機会が限られています。特に若年層で出産し、最終学歴が中学卒業のママたちにとっては、高卒資格が必要です。

しかし、寺内氏によれば、「長年勉強から離れていたママたちにとって、高卒認定試験を受けるハードルは高い」とのことです。同団体では、シングルマザーの就労支援のために「ワークサポート事業」を提供していました。同団体が実施した「シンママアンケート」で最も希望されたパソコンスキルの習得を目指し、MOS試験合格を目標とする研修を行いました。

国の制度として、ひとり親家庭の自立を支援するための資格取得をサポートする「自立支援教育訓練給付金」や「高等職業訓練促進給付金」があります。しかし、これらの制

度を知らないひとり親も多く、尼崎市としても更なる周知・啓発が必要です。

高等職業訓練促進給付金のご案内

資格取得を目指す

ひとり親の皆さまへ

生活費を支援！



毎月 10万円 給付金

※市町村所得税減税等は70,500円

お住まいの自治体に事前相談 → 修業開始自治体に申請 → 月10万円 給付

対象となる方

ひとり親の方で

- 1 ひとり親家庭で育ち育つ子どもの方
- 2 18歳未満の修業学生の方
- 3 修業期間で6ヵ月以上の修業
- 4 修業期間中に修業学生

対象となる資格の例

看護士、美容師、調理師、保育士、福祉士、介護士、IT系、建設系、製造系、販売系、接客系、医療系、福祉系、教育系、文化系、芸術系、スポーツ系、その他

詳しくは、お住まいの自治体へ

※市町村または都道府県

高等職業訓練促進給付金 

参照 こども家庭庁 高等職業訓練促進給付金のご案内

<https://www.cfa.go.jp/policies/hitori-oya/syokugyou-kunren>

寺内氏が「お母さんたちは SNS の良さは顔が見えない、知り合いではないから相談しやすい」とおっしゃっていたのが印象的でした。私への子育て世帯からいただく相談も、SNS 経由で匿名相談が一定数あります。

2024年8月22日（木）14時～17時

テーマ：ひとりおや家庭へのサポート

講師：社会福祉士・保育士・防災士 こども家庭庁参与
辻 由起子氏

【概要】

辻氏は、内閣府子ども政策参与として、こども家庭庁の設立に関わり、現在はこども家庭庁参与として活躍されています。辻氏の「最近の若いお母さんたちは、カラコンやネイルが衣食住よりも優先されることが多く、見た目だけでは貧困かどうか分からない」という発言が印象的でした。

勉強会で特筆すべき点を以下の4つにまとめます。1点目は、直接子どもにではなく世帯単位で支援が行われていることです。また申請が必要な子どもであっても申請しないと支援が受けられない仕組みです。そのため、子どもに支給されたお金を親が使い込んでしまうケースもあります。特にコロナ禍では、一人暮らしで親に頼れない若者からの相談が急増しており、10代で家を追い出され、友達の家泊まっている子どもや若者もいます。

また、ひとり親や非課税世帯が支援を受けるために設定された世帯収入の基準が低く設定されています。そのため、生活費や学費のために子どもが働くと世帯収入が増加し、支援が打ち切られてしまうことがあります。これにより、

働けるひとり親の父親や母親も就労時間を短縮することが多くなっています。

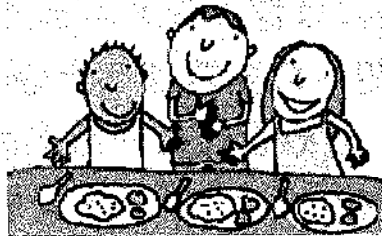
辻氏は「18歳までの子ども支援には様々なメニューがあるが、19歳以降の子どもやその親への支援は不十分である。現在の子どもたちの困難は、親やさらにその上の世代から引き継がれているため、3世代にわたるソーシャルワークが必要である」と述べられていました。子どもの貧困を解決するためには、親の貧困解消が不可欠であると強調されました。

2点目は子どもの権利についてです。「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」は、世界中の子どもたちが安全な環境で安心して生活できるように保護されるべき権利について定めた国際的な合意であり、批准国の政府にその実施を求める法的拘束力があります。

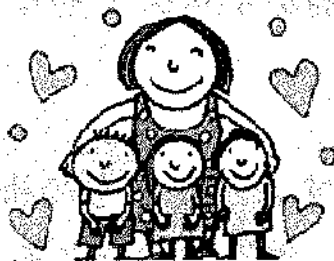
1989年11月20日の国連総会において、全会一致で採択され、日本は1994年に批准しました。しかし、日本の子どもたちが育つ権利は十分に守られていないことが多いと指摘されています。

子どもの権利条約 4つの柱

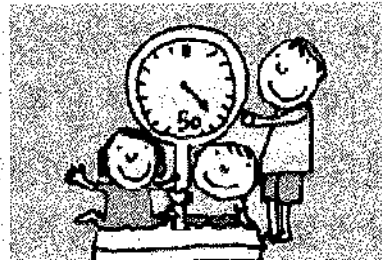
1 生きる権利



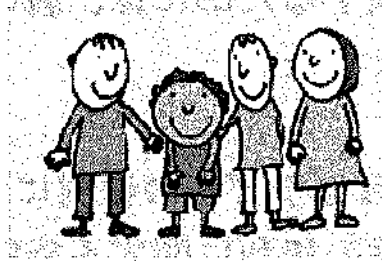
3 守られる権利



2 育つ権利



4 参加する権利



©日本ユニセフ協会 イラスト：Hiromi Ushijima

参照：ユニセフ HP「子どもの権利条約」を前面に 児童福祉法が改正されました (unicef.or.jp)

子どもの権利の中で、辻氏はヤングケアラーについても言及されていました。ヤングケアラーは未成年のため、支援をしたくても親権者の同意が必要となることが課題です。

子ども家庭庁のヤングケアラーの事例には、親の精神的なサポートや感情面でのケアが必要であることが示されていますが、心理的虐待については記載がありません。

ヤングケアラーについて

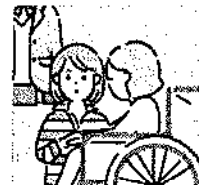
子ども・若者育成支援推進法は、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、ヤングケアラーを、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象としています。



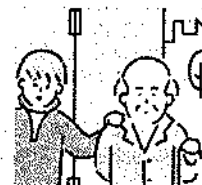
障害や病気のある家族に代わり、買い物・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼稚園などの世話をしている。



障害や病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や学習のある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障害や病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に寄り添っている。



がん・認知・精神疾患など様々な病気のある家族の看病をしている。



障害や病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障害や病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

参照：子ども家庭庁 HP ヤングケアラーについて

<https://www.cfa.go.jp/policies/young-carer>

2024年6月5日には「ヤングケアラー」を国や自治体による支援の対象として対応を強化することが明記された子ども・若者育成支援推進法の改正法が可決・成立しました。

改正法では、ヤングケアラーを「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と定義し、国、自治体などが支援に努めるべき対象に加えたほか、年齢を明記しないことで18歳以上にも切れ目のない支援が継続できるようにすることとしています。

子ども家庭庁 ヤングケアラー支援の強化に係る法改正の経緯・施行について

法改正の経緯・施行

法改正までの背景

- ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム報告（令和3年5月17日）により、関係機関が連携し、ヤングケアラーを早期に発見して適切な支援につなぐため、①早期発見・把握、②支援策の推進、③社会的認知度の向上が今後取り組むべき施策と設定された。
- 国においては、令和4年度予算から順次、「ヤングケアラー支援体制強化事業」等により、地方自治体における実態調査、関係機関研修、支援体制構築等の取組推進を開始した。
- しかし、ヤングケアラー支援に関する法制上の位置付けがないことに加え、地方自治体内において、誰が支援の実施主体として、どのような支援を行うかが明確でなく、地方自治体ごとに、取組の進捗状況や支援内容にばらつきがある。



法改正の内容（公布日（令和6年6月12日）施行）

- 「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」において、子ども・若者育成支援推進法を改正し、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーを明記した。
- また、ヤングケアラー等の同法の支援対象となる子ども・若者に対し、子ども・若者支援地域協議会と要保護児童対策地域協議会が協働して効果的に支援を行えるよう、両協議会調整機関同士が連携を図るよう努めるものとした。

01_ヤングケアラー支援の強化に係る法改正の経緯・施行について

(cfa.go.jp) p.1

尼崎市では、ヤングケアラーに対する居場所事業を実施しています。ヤングケアラーピアサポート事業（居場所事業）

2nd TRUQUEER

「TRUQUEER」は、ヤングケアラーの居場所づくりを目的としたイベントです。様々な活動を通じて、仲間を見つけ、悩みを共有し、自己肯定感を高めることができます。

4/20 13:00~16:00 4/20 (土) 13:00~16:00	5/25 13:00~16:00 5/25 (土) 13:00~16:00
6/22 13:00~16:00 6/22 (土) 13:00~16:00	7/5 13:00~16:00 7/5 (土) 13:00~16:00
8/24 13:00~16:00 8/24 (土) 13:00~16:00	9/21 13:00~16:00 9/21 (土) 13:00~16:00

QRコードをスキャンして詳細を確認してください。

3点目は親に頼れない子どもの居場所についてです。ユースセンターの紹介があり、両親がいても教育虐待を受けているため、ユースセンターが居場所となっている子どもたちもいるとのこと。青少年健全育成条例により、未成年者を一時的に保護する場合、その未成年者を長期間預かることはできないという課題もあります。

また、家に居場所がないなど困難を抱える子どもたちは、役所に頼るよりも SNS で頼れる大人を見つける方が早いです。そのため、危険な状況に巻き込まれる子どもたちも多くいます。また、一時保護された子どもたちはスマホを没収されるため、それを嫌がって支援を受けたがらない子どももいます。

2022 年 11 月から、孤立する 10 代の支援を行なう認定 NPO 法人 DXP(ディーピー)が、経済的困難など様々な境遇によって孤立しやすい若年層が自分の体と心を守れるように、サポートしています。医療従事者が定期的に訪問し、若者たちとの対話を通じて、身体的な不調をはじめ妊娠不安や性に関する悩みなどの話しづらい悩みに寄り添い、必要に応じて医療機関と連携できます。このような若者が心や体について相談できる場であるユースクリニックは、スウェーデン発祥です。

孤立する若年層に向けて、妊娠・性の正しい知識
は産婦人科へのアクセスをサポート

困っている方へ
相談先の情報提供



診療が必要な方へ
同行支援

認定NPO法人D×P
フリーカフェ事業
現金給付・食糧支援を含む生活支援事業

smaluna
station

助産師に相談ができる
ユースクリニック・LINE相談

診療所への案内
アフターフォロー

さくま診療所
ワンコイン妊娠検査薬
学割アフタービル

参照：PR TIMES 助産師などの専門家に相談できるユース世代向け施設・医療
機関と10代の孤立を解決するNPOが業務提携

<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000019.000053323.html>

認定NPO法人D×P（ディーピー）のホームページでは、以
下のように述べられています。

”D×Pは、2012年から通信制高校や定時制高校で10
代と関わってきました。2018年からは全国の若者が
LINEで相談ができる「ユキサキチャット」を開始。
対象年齢も25歳まで拡大し、親に頼れず孤立する若
者や、経済的に困窮する若者とたくさん出会ってき
ました。

その中で繁華街に集まる若者の存在を知る機会があ
りました。繁華街には、家庭や学校などに居場所が
なく孤立する若者がSNSを介してつながり、集まっ
ています。また虐待やDVなどから逃れ、繁華街で過

ごす若者もいます。大阪ではグリ下（グリコ看板下）に若者が集まっている様子がありました。

そのためD×Pではグリ下付近で、2022年8月から若者が無料で使えるフリーカフェ事業をスタートしました。若者が集まる場所にテントを立て、お菓子や飲み物、生理用品やコンドーム等の無料配布を行ないながら、若者と対話し、つながりをつくってきました。”

参照 認定NPO法人D×P（ディーピー） ユースセンター

<https://www.dreampossibility.com/whatwedo/project/youthcenter/>

4点目は、小学校での人権教育についてです。辻氏は「卵子と精子が受精した瞬間から命であり、究極の人権教育は命の尊厳に基づくべきだ」と述べました。辻氏が関わっている大阪市立田島南小学校（旧生野南小学校）と、昨年度から一貫校となった市立田島中学校で行われている「生きる」教育についても紹介がありました。

かつては年間100件を超えていた子ども同士の暴力が激減し、学力も向上したことで、全国から注目を集めている小学校です。学校で行われている「生きる教育」という独自の授業では、「自分の心と体」そして「人とのつながり方」を中心に教えています。

最後に、尼崎市での課題についてまとめます。現在の制度では、特定のカテゴリー（ひとり親・配偶者からDVを受け

たと認定されている人など) に属しないと支援が受けられない状況があります。

支援が受けられないケースは、調停中や別居中のひとりです。正式なひとり親とみなされず、支援が受けられないことです。保育園に入所する際は、「ひとり親の加点がないため、働かざるを得ない状況にあるにもかかわらず、保育園の待機児童となってしまうケースもあります。

令和6年度尼崎市保育施設等利用調整基準表

調整指数

区分	詳細	指数
世帯の状況	産前産後休暇・育児休業終了により復職する場合(世帯につき)	+2
	自営の中心者が児童の保護者又は同居の祖父母であり、かつ保護者が扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除の対象となっている場合(ひとりにつき)	-5
	通信制大学、通信教育の学生の場合(ひとりにつき)	-5
	内定状態にあるが、未就労・未就学の場合(ひとりにつき)	-10
	保護者ともに失業中の場合(世帯につき)	+10
	保護者のいずれかが保育士・保育教諭・児童ホーム放課後児童支援員として市内の認可保育施設等・児童ホームに勤務又は採用が内定している場合(世帯につき)	+75
	ひとり親等	+55
	兄弟姉妹	+3
	虐待・DV	+30
	生活保護	+10
障害	障害児	+2
	保護者	+2
	認可外施設等	+3

参照：令和6年度尼崎市保育施設等利用調整基準表

https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/_res/projects/default_project/_page_001/034/793/R6.kijyunhyou.pdf

配偶者からの心理的暴力や経済的暴力を受けている場合も支援が受けづらいです。身体的暴力の場合は、医師の診断書や警察の相談記録が証拠となりますが、心理的・経済的暴力ではそのような証拠が得られないことが多いです。

自治体から支給される子どもの手当に関しても課題が残っています。児童手当は世帯主に振り込まれるため、経済的虐待を受けていても父親から母親に振込先を変更することができません。さらに、離婚していないため、ひとり親として受けられるはずの児童扶養手当も受給できない状況があります。

子どもへの手当が国の制度であるため、「尼崎市だけで振込先を変更することはできない」と担当課から回答を得ています。調停や別居中の場合、ひとり親とみなして保育園入所の加点をするかしないかは、自治体ごとに異なります。保育園の入所に関する要望は引き続き尼崎市に行っていきます。勉強会で学んだことを尼崎市政に活かしてまいります。

DVチェックシート

どんなことがDVにあたりますか？ 夫や恋人など親しい関係にある人から、こんな経験はありませんか？

身体的暴力

- ☐ 平手打ち、なぐる、けるなどされる
- ☐ 刃物などの凶器などをつきつけられる
- ☐ 髪をひっぱたり、体をひきずりまわされたりする

パターン1 身体的暴力



精神的暴力

- ☐ 悪言をはかれる
- ☐ ののしられたり、バカにされる
- ☐ 大切にしている物を壊される

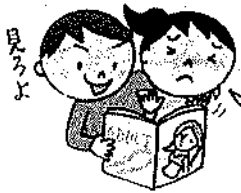
パターン2 精神的暴力



性的暴力

- ☐ 見たくないポルノ雑誌、映像などをみせられる
- ☐ 望まない性行為を強要される
- ☐ 避妊に協力しない

パターン3 性的暴力



経済的暴力

- ☐ 生活費をわたしてもらえない

パターン4 経済的暴力



社会的暴力

- ☐ 友だちや親とつきあうなどいわれる

パターン5 社会的暴力



子供を巻き込んだ暴力

- ☐ 子どものまえて被害者をバカにしたり、暴力を見せたりする

パターン6 子供を巻き込んだ暴力



参照：DV って何？ | 女性への暴力防止 気づこう なくそう DV | 尼崎市女性
センタートレピエ | ドメスティックバイオレンス悩み相談 (amagasaki-
trepied.com)

p3<https://www.amagasaki-trepied.com/dv/dv.html>

同時開催！
オンラインセミナー

ひとりおや家庭 へのサポートと 若者支援を考える

8月22日(木)
in 京都

10:00~13:00

シングルマザーとこどものリアルとサポート



講師：寺内順子

【一般社団法人シンママ大阪応援団

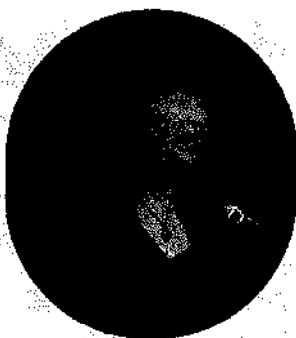
代表理事】

1. 日本のひとりおや家庭の置かれている現状
2. コロナ禍で明らかになったこと
3. コロナ禍が収束してもなお困難な現実
4. シンママ大阪応援団の活動でわかったリアル
5. いま、どんな制度、サポートが必要か

1960年生まれ
1982年佛教大学社会学部社会福祉学科卒業
障がい者作業所勤務を経て
1991年大阪社会保障推進協議会入職
現在事務局長
2018年より一般社団法人シンママ
大阪応援団代表理事

14:00~17:00

今、必要な若者支援



講師：辻由起子

【子ども家庭庁参与・社会福祉士】

佛教大学通信教育課程社会学部卒。リスクだらけの子育て経験と、小・中学校の相談員の経験から、全ての人が子育てを楽しめる社会を目指して活動中。社会福祉士・保育士等の数多くの資格を有するとともに和歌山市家庭教育支援アドバイザーや松原市男女共同参画推進審議会副会長等も務める。24時間テレビ、NHKおはよう日本などマスコミに多数取り上げられている。

1. ヤングケアラーのニーズとサポート
2. 高校生・大学生の抱える「見えない困難」
～奨学金・教育虐待など～
3. グリ下の現状
4. 居住支援から始まる総合支援
5. 公営住宅を活用した若者・学生向けシェアハウス
～3年運営してわかった効果のある対策～
6. 地方自治体でできること

(株)廣瀬行政研究所